

平成17年守谷市議会第4回定例会会議録

平成17年12月 市政に関する一般質問

〔12番梅木伸治君登壇〕

12番（梅木伸治君） 通告順位3番，若さと行動力の梅木伸治でございます。

きょうは，御所ヶ丘中学校の皆さん，傍聴ということで，ようこそ市議会に来ていただきました。きょうはゆっくり見ていってほしいなというふうに思っています。

また，のっけ「失礼します」という大きな声で，私の緊張もちょっと高ぶってしまいました。午前中に終わっちゃえばよかったかなというように，そんな後悔を感じているところでございます。

さて，今回，通告は三つしているわけですが，その前に，先般，中学校1年生の請願が採択されたという記事がございました。これは静岡市立の中学校です。大石君という方が，歩きたばこをやめてということをお訴えたと。これは市議会の方で全員が採択ということになるでしょうというふうな記事が出ておりました。請願権，あと陳情に関して，私も調査したところ，中学生でもできるということに気がつきました。ぜひとも御所中の皆さんも，そういうふうな議会に対して何か思いがあれば，ぜひとも請願権ということがございますから，先生にでも教わって提出してもらってもいいのかなというふうに思っております。その部分をまくらにさせていただきたいと思っております。

早速ですが，質問に入らせてもらいます。

質問の一つ目でございますが，市民の求める駅前駐車場の完備ということでございます。いずれにしても，事前通告をしていることではございますので，ここの部分，一気に質問をさせていただきますので，明確な答えをいただき，再質問という形をとりたいというふうに思っています。

それでは，まず最初に，新守谷駅前の乗車用駐車場の違法駐車，これは新守谷駅前の約10区画に駐車されている自動車の問題でございます。平成15年度第4回定例会においても，山田議員が同様の質問をされております。そのときの問答を見ますと，なかなか厳しい状況であるのかなというふうな感じがしております。その後，私も一般質問でやらせてもらっているわけですが，ここの部分の対策，どういうふうな経緯で，どういうふうな結果を求め，どういう方向性を持っているのかということをお聞きしたいと思います。

さらに，守谷駅西口のロータリーの駐車，先ほど唐木田議員からも質問があったようでございますが，これは，新守谷駅前の違法駐車のとくに，橋本部長は，今度の守谷の新しい駅

につきましても、この辺のところを頭に入れた形の中で、警察とも協議をしながら進めていきたいと。いわゆる、新守谷の駅前で違法駐車があると、これは新しい守谷の駅においてもそういうことが想定されているというふうなことが、2年前に出ているわけです。

現在、西口のロータリーには、まさに違法駐車があるというところでございます。2年前にそういうものを想定しながら、残念ながら行政は、その部分解決できず今の状況になっているというのは、非常に厳しい話なのかなというふうに思います。この部分は、担当部長でも、橋本部長でも、市長でも構いませんが、その辺の経緯も含めて、どういう論議がされてこの状況になったのか。結局、行政ではどうにもならないということなのか、そこも含めて回答をいただきたいというふうに思います。

まずはその2点をお願いします。

議長（中田孝太郎君） 都市整備部長橋本孝夫君。

都市整備部長（橋本孝夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、新守谷の駅前ですが、今、議員からご指摘のとおり、15年の第4回定例会におきまして、山田議員の方からご質問いただきましてお答えをさせていただいているところでございますけれども、そのときには、今、ご指摘のとおり、新守谷駅前に10区画ございますので、それが長時間駐車されているという形の中で、短時間といいますか、そこを本来的に利用する方がなかなか利用できないでいるというような現状でありました。

それ以前にも、何度となく、長時間の駐車はお断りしますよという形の中で張り紙等をさせていただいたわけでございますけれども、なかなか改善されないという形の中で、私ども、それでは長時間駐車をやめていただくのには、時間で駐車料金をいただくことを前提の中で考えておりました。その中でもコストの面とか考えてきたわけですがけれども。当時、私ども勉強不足で大変恐縮でございますけれども、よくよく調べていきますと、駅前広場に駐車場を設けた場合、通達によって、駐車料金は取れませんよというような問題が発覚してまいりました。

当初、私どもは、道路法の24条に基づきまして取れるものというふうに解釈をしておりましたけれども、通達で、そのような問題が出ておりました。したがって、当初、私どもが思っていた形の中ではいかないという形のもので判明しましたので、当然、公安委員会でございます、出先でございますけれども、取手の警察署さんとも協議をさせていただきました。

その中で、前々から申し上げておりますけれども、今の形態、駐車場という形の中で白線を引いておりますれば、警察の方として駐車違反という形では取り締まれないと。警察の方から、その前後に生け垣があるわけですがけれども、生け垣を取っ払いまして、その10の区画の駐車場の線を消すと、その場合には、警察としては、道路の一部として駐車違反の取り締まりをすることは可能ですよと。ただし、生け垣を取っ払い、線を取っ払いまして、広い道路になりますので、両側に駐車させられるおそれがありますよと、それが警察から指摘された1点目。それから、今まで駐車場を設けていたのに、それを取っ払うという形になりますれば、今までの利用者からの苦情等が出るのではないですかというようなご指摘もいただき

ました。

そういう形の中で、非常に今もって解決に至っていないと。警察の方としましても、方法論としては、市民からの反発を覚悟の上で取っ払うか、それとも、息の長い話ですけれども、張り紙等をしまして長時間駐車をやめていただくような方法しかないですよと、そういうようなご指導もいただいたところでございます。

それを受けまして、新しい守谷の駅につきましては、当然のことながら、取り締まりができないという形になりますれば、長時間駐車という形になってしまいますので、今回の東西の駅前広場につきましては、そういうような線を設けない。したがって、全面的に駐車禁止にするという形によりまして、午前中、生活経済部の次長の方からご答弁させていただきまして、警察の方のお力添えをいただいて取り締まりを強化する以外にはないでしょうというような形の中で、今度の新しい駅広につきましては、警察とも協議しまして、そのような対策をとってきたというのが現状でございます。

議長（中田孝太郎君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 結果が出ていないというのが、途中の問題でもあるのかなというふうに思います。それで、今、部長から話がありましたように、ロータリーの中のものからお金を取ることができないということですが、これは、道路管理者による有料の自動車駐車場の整備について、第24条の2関係という道路法なんですけど、道路の附属物として設けられる自動車駐車場以外の自動車駐車場においては、料金徴収の対象としないこと。いわゆる、チェーンをつけたりする駅前の広場に関してというところでは取れませんよということのようですけれども、そこは道路とは縁を切った形にすれば、方法としてはまたあるんじゃないかなというふうに、素人がてら考えているわけです。

どういうふうにしたらいいか、いろいろな手法があると思うんですが、結果的に、新守谷もだめでした、守谷の駅もだめでしたということでは、何やっているのというのは、市民感情の中に出てくるわけですから。やはり、しっかりした結果が残せるような行政の指導、また体質を変えてほしいなというふうにお願いしておくところです。

そして、これに関連するところでございます。続いて、駐車するスペースがないために、駐車してはいけないところに車をとめちゃうというのが心理なのかなというふうに思っているんですけども。市民の求める駐車場の完備ということで、市の中では、駐車場をつくらないというふうな感じが、現在、私の中で感じております。

では、どうしたらいいかというその手法の中で、結果的に、できるかできないか、これから検討していただくわけですが、中央公民館、これは広い土地があるわけで、こういう場所というのはどうなのかなというふうに、市民の中でふつつつとしたものが出ております。

これは、市役所も含めて答えてほしいのですが、例えば、市役所に車をとめて守谷の駅に行きましょうと、いわゆるパーク・アンド・ライドというのがございます。そういった手法をとれないかなということで、コミュニティバスの時刻表を見ますと、守谷市の市役所に車をとめて駅に行くというのは約10分間ぐらいなんです。30分に1本ぐらいの本数が

あるんです。それで、少なくとも、障害者の方、歩くとか車を乗りかえるということに関して不自由な方の場合、例えば、中央公民館の駐車場を使うとか、市庁舎内の駐車場を使う、そしてコミュニティバス、こういうものを使っていただいて駅へのアクセスというふうなことはどうなのかなと。

私もホームページを持ってしまして、その中で、そういう書き込みが結構ございます。それは市民の要望として、駅前になくてもいいよと、例えば、中央公民館でも、市の庁舎でもいいよと、そういうところにとめることによって、駅へのアクセスがうまくいけば便利なんだよなというふうなことが書き込まれていることがございます。

私は、前から言うように、市民の声、声なき声を議会に届ける、また、井戸端会議の議題をこの本会議の中で解決しましょうというふうに、市民レベルでの議会ということを私は提唱しております。そういうことが私のホームページの中に書き込まれてございますので、その点も、市としての考え方とか、できなければできない理由がそれなりにあるんでしょ、そこら辺も含めて質問させていただきます。

議長（中田孝太郎君） 都市整備部長。

都市整備部長（橋本孝夫君） それでは、前段でお答えをさせていただきたいと思いません。

今の駐車場の現状ですけれども、問題になるのは、時間貸しといいますが、1日という形のものかと思えます。月決め駐車場につきましては、午前中にもありましたけれども、今現在、守谷駅周辺で1,300台くらいの駐車スペースがございます。11月の初めに調査したときには約1,150台でございました。そのうち、これは昼間ですけれども、目視でございませぬけれども、駐車台数が620台という形で、駐車場の利用率からいきますと約54%でございませぬ。

問題の時間貸しでございませぬけれども、今現在、東西に3カ所ございます。1カ所は294と都市軸道路の交差点のところ、これは見たときに満杯のようでした。それから、東口の方で、守谷東の区域になりますけれども、ここに合計で80台くらいのスペースがございます。ここはまだまだ利用率が相当低いような状況でございました。やはり、時間貸しという形になりますれば、利用者の方がお求めになるのが、駅に少しでも近く、そして安くという形になるかと思えます。

今、聞くところによりますと、東口の駅前広場に面したところ、民間の方がおよそ25台前後になるかと思えますが、料金はまだ聞いておりませぬけれども、これを時間貸し駐車場として整備したいと。それから、首都圏新都市鉄道株式会社が高架下を利用して140台の時間貸し、これを1月中には何とかしたいというようなものが出ております。したがって、時間貸し駐車場も相当できてくるのかなというふうに予想をされているところでございませぬ。

今、公民館なり市役所という話がございましたけれども、市役所からバス、例えば、やまゆり号で行きまして100円、それから、路線バスですと160円になるかと思えます。したがって、それを往復という形になりますれば320円なり200円なりというものが払

わなければならない。そうしますと、駅前にそのような時間貸しの駐車場が出てまいりますれば、時間的な乗りかえ等を考えますれば、そちらに移っていくのかなと、今、過渡期的なところなのかなというように感じているところでございます。

今、申し上げましたとおり、本当の駅前にもできるようにでございますので、それらを勘案していきたいと思っておりますけれども、将来的におきましては、市の方としましても、これは民間の動向を見きわめながらですけれども、区画整理事業地内に駐車場をつくれるような形の中では、2カ所につきまして確保してあるというのが現状でございます。ただ、ここにつきましては、造成工事中でございますので、今の見通しからいきますれば、来年の10月以降でない、ここに駐車場を設置できないというような状況であります。

議長（中田孝太郎君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 民間の業に関して、逆なですというか、行政がそこに余り介入しちゃうというのは、商売が成り立たないということになると申しわけないのかなというふうに思うところでございますが、今後、必要性が予測されるというふうに私は感じているんです。

先ほどの新守谷の駅前の違法駐車、それを見たときに、守谷の駅はどうなるんだということ予測されながらも、結果できなかった。今の状況では、様子を見てみると、2カ所駐車場のスペースとしては確保してあるけれども、これは来年10月以降だと、様子を見ていたということがございますが、結果的に、後手にならないように。予想される人口の動向とか動態とかというものを考えながらやっていかなければだめなんじゃないかなというふうに思うところでございます。

それで、今、市庁舎にとめたり、中央公民館にとめたりというところでは、違法性があるのか。例えば、市の庁舎に私の自家用車をとめました。ここからバスに乗って東京へ行きますよといった場合、市の庁舎の中に私の車をとめたときには、違法性があるのかないのか、そこをお尋ねしてもよろしいですか。

議長（中田孝太郎君） 総務部長下村文男君。

総務部長（下村文男君） お答えをさせていただきます。

ただいまのご質問、市の庁舎の中に一般の方が駐車をして何らかの方法で市外へ用足しに行くという場合の違法性ということでございますが。市の敷地につきましては、使用目的が定められた行政財産ということでございますので、つまりは、役所に用事があって来庁される方のための駐車場であると。ですから、来庁者が使用するのが原則であるということになってございますので、原則的にはそういった駐車の方法をされては困ります。不適切ではないかなということですが。

ただ、恒常的でなく、年に何度かそういった形で駐車をさせて行っていると、現状でもいると思います。これは黙認といえますか、そんな形にはなっていますので。恒常的に、常日ごろから毎日のようにそういった形でやられるということになりますと、以前、事例ありましたので、その方には、もうとめないようにということで通告いたしまして、解決しております。

す。

議長（中田孝太郎君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君）言っていることがちょっと多いのですけれども、議長の方には細かな質問表出ていると思いますので、ご配慮とご理解をお願いします。

違法性はないと。ものによっては黙認しているんだということですが、現在の駐車場のスペースですよね、公用車が何台、職員の駐車場が何台というふうになっているかと思えます。

先般、駐車場のスペースが広がりましたが、それによって、市の庁舎にとめる車がオーバーフローをしちゃったりということがあるのかなのか。というのは、もし余力があるならば、どうぞとめてくださいよと、隅っこの方ならあいていますよというのが、人としてはいいのかなというふうに思うところなんです、その部分はいかがでしょうか。

議長（中田孝太郎君）総務部長。

総務部長（下村文男君）市の庁舎の駐車場の数でございますけれども、今現在、264台がとめられるようなスペースになってございます。これは公用車の駐車スペースもございませぬけれども、公用車専用の車庫となっておりますのを抜きますと、27台分を公用車で使用しております。また、職員が41台ほどとめている部分もございませぬ。ですから一般駐車スペースにつきましては192台ということになってございます。

今回、12月に工事を行いまして、一時、スペースが、幅がちょっと狭かったというような苦情もありましたので、多少ずつ広げました。そのおかげで23台が減になったということでございます。この中には、一体的なところではないのですが、身障者用のスペースも4台ほど確保しているところでございます。

12番（梅木伸治君）オーバーフローしていない。

総務部長（下村文男君）毎日のようにオーバーフローということではありませんが、いろいろな行事等があった場合には、オーバーフローまでいっているか、ちょっと確認はしていませんけれども、結構な台数が来ていますので。また、図書館への皆さんも来ています。図書館の駐車場、あそこだけでは全く用が足りないということで、この一般の駐車場の方へもとめて図書館に来館している方がたくさんいるということでございますので、余っているような駐車場があるとは言い切れませぬ。

議長（中田孝太郎君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君）わかりました。

そうすると、余っているスペースがないのでということとは理解しました。

駅前の駐車場から始まって市の駐車場と、非常に路線がずれたというか、枝葉になりましたが、結果的に、市の庁舎の1台の歩どまりというか、面積を大きくして駐車台数が減ってしまったというところが、最後に突き詰めてくると結果なんです。市の庁舎の中には、職員がとめている駐車場がございます、41台ですか。これは、例えば、高齢者とか障害を持つ方とかということがあるかと思いますが、それ以外の部分もあるのかなというふうに思うところです。

駐車場のスペースがなくなり、オーバーフローにならなくても、それぐらいの値するところがあるというところですから、どうでしょう、今、職員がとめている台数41台でございますが、少なくとも、市民優先ということを考えて、職員の駐車場を向こう側の砂利敷きの方にもって行って、市民が有効的に使えるように。職員は毎日のことだけれども、少し距離を置いたところに置いて、市民優先の駐車場にしますよというところではご理解いただけますでしょうか。

議長（中田孝太郎君） 総務部長。

総務部長（下村文男君） お答えさせていただきます。

今現在、41台ほど職員駐車場ということで使わせていただいております。議員からご指摘ありました砂利敷きの駐車場、これは、守谷市の互助会の方でお借りしている部分でございますが、こちらにほとんどの職員が駐車をしている状態でございます。向こうもかなりの駐車台数がございまして、常に満車とはいっていないところもありますので、何台ということはこちらでは申し上げられませんが、できる限り向こうへ移っていただく台数を考慮したいなというふうに思っております。

議長（中田孝太郎君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） ありがとうございます。

駅前の駐車場から端を発し、職員の皆様の協力をいただくというふうな結末になりますが、職員も台数が減った分、自分たちも血を流すと、汗を流すということは必要だと思います。市民優先ということから、職員の駐車場を、少し距離を置いたところに持って行って、市民の方に優遇するということは大切なことだと思いますので、ぜひとも、今、断らない前向きな回答だというふうに思いますので、次年度は、そういうふうな体制で駐車場の方はやっていただきたいなというふうに思っております。

1本目、時間が長くなりました。きょうは傍聴が1時間ということで、半分は川又議員に譲るという約束をさせてもらったんですが、ここからはペースを速めていきたいなというふうに思います。

続きまして、市の職員の給与に触れます。

ここは一括でいきます。

職員の給与システムはどういうふうな形になっているのか。職員の処遇の平均給与は幾らも

らっているのか。きょうは、中学校の皆さんがいるわけです。将来は公務員を目指す子供もいるかもしれません。ああ公務員というのは給料幾らもらうんだなというふうなことをきょうは持ち帰っていただいて、将来の一つの選択肢にしてもらいたいというふうに思っております。

次に、福利厚生はどのぐらいの経費がかかっているのか。それと、有給休暇の消化率、そして各処遇の残業時間、この部分を質問しますが、特に残業時間は、前列、部長クラスの私は大体認識していますよ、年間200時間ぐらい私はやっていますよとか、全然やっていますよとか、それぞれの方がいるかと思えます。答えたいなという方だけで結構です。私はこんなに一生懸命やっているんだと、どうしても市長にアピールしたい人はここでアピールしていただいているのかなというふうに思っていますので、ひな壇の各職員の方どうぞ。

それと、職員の欠勤及び遅刻、これはどのように管理しているんだと。それに関してどういうふうな査定をしているのか、この部分を質問したいと思います。

そして、集めた資料の中で、結果的に残業手当が年間約8,000万円、職員全部で4万時間。職員を今後減らしていきましようということはございます。しかし、今、年間8,000万円の残業代を払っている。そして、その裏側には、有給が約半分しか消化されていないということもございます。有給休暇の消化率に関しては答えが出るでしょうから、それに伴ってもう一度再質問しますが、8,000万円たる残業代、これに関して、市長の感覚として、もっと払いたいよというのか、妥当なのか、払い過ぎなのか、そこら辺の民間的な意識の中での答えがいただければというふうに思っていますので、一括でお願いします。

議長（中田孝太郎君） 総務部長。

総務部長（下村文男君） お答えをさせていただきます。

まず、最初の各階層の平均給与でございますが、私たち部長級ですが、平均年齢が56歳ということで、私ちょうど56歳でございます。45万3,800円。すべて今申し上げるのは基本給でございます。その中からいろいろな税金やら社会保険やらとかいろいろ引かれることを念頭に置いていただきたいと思います。次長級でございますが44万3,988円、それから、課長級ですが43万8,523円、課長補佐ですが40万4,886円、主幹39万2,367円、係長が37万4,525円、主任、30万917円、主事、一番下になりますが22万8,018円といった階層になってございます。

福利厚生費でございますが、産業医関係ということが一つ、それから、メンタルヘルス関係、職員団体の生命保険、職員健康診断、球技大会の参加費とかいろいろあります。合計いたしますと419万8,000円でございます。

それから、有給休暇の取得率でございますが、私がここに手持ちで資料としてございますのが、平成15年度からになっていますので、それでお答えしたいと思います。平成15年度が11.9日、16年度が11.7日、本年度はまだ12月1日現在でございますが、10.4ということになっております。年々とるあれが減っているのかな、あるいはおおむね11日から12日かなというふうにとっております。

欠勤とかですが、今まではそういったことで処分している人間はございませんが、当然のことながら、各課長の管理のもとに行っておりまして、もし遅刻したとすれば、1時間単位で給与の減額措置も行います。また、その度合いにもよりますけれども、服務等の違反等に当たる場合には、懲戒処分の対象となりますので、程度によりまして、戒告から懲戒免職というところまでの処分が行われることになっております。

時間外勤務でございますが、これも16年度、昨年度でございますが、管理職は、超過勤務、時間外勤務してもお金が出ておりませんので数字が出ておりません。主幹から以下になります。主幹で104.4時間、係長で156.5時間、主任で137.1時間、主事で154.5時間ということで、全体では、平均で147.1時間が時間外の勤務ということでございます。

ちなみに、私でございますけれども、しっかりと計算したわけではございませんのであれですが、平成16年度、1カ月10時間ぐらいかなと、そうすると120ないし150までいかない120時間前後かなというようにとらえています。

12番（梅木伸治君）だれも答えない、指名しないと答えないのかな。

議長（中田孝太郎君）収入役職務代理者。

収入役職務代理者（菊地 充君）時間外勤務ですけれども、この4月から、私、会計課の方に勤務しておりまして、5時で窓口を閉めまして、そのあとお金の計算を行いまして、大体毎日30分から40分、たまに合わないときがありまして、そのときは1時間ちょっとぐらいになりますけれども、大体、毎日30分か40分ぐらいということで行っておるところでございます。

議長（中田孝太郎君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君）めったに本会議で答弁のない収入役からお答えをいただきました。多分、ことし初めて見たんじゃないかなという気がしております。

そして、今の残業時間なんですけど、支給割合が100分の15、給料の15%が支払われている。部長さん。少なくとも9%以上は、10分の9から15%ぐらいは給与として支払われている。これは、残業代というのとはつきませんから、管理職のその中には残業分ということも含まれているのかなというふうに思います。大切な血税でございますから、有効に使っていただく以上に、ぜひとも職員の皆様には、給料の15%、管理職手当に相当する、それ以上の労務を頑張ってほしいなというふうに思っているところでございます。

そして、年間8,000万円の残業代なんですけれども、こちら辺りに関しての回答はいただいてもよろしいでしょうか。

議長（中田孝太郎君）市長会田真一君。

市長（会田真一君）梅木議員の質問は、8,000万円が高いか安いかなというふうな、これは難しいところで、毎年、予算編成の折には、とにかく残業代を減らしてくださいと、予算ではかなりの部分でマイナス査定をしております。ところが、途中でどうしても残業がふえ

てしまったということで、補正を組まざるを得ない場合が大体毎年でございます。どうしても、課によっては時期的なもの、あるいは人にもよるのかもしれませんが、偏ってしまったりなんかする場合もございます。

そこで、来年の1月から、職員の健康管理、1人の人が残業いっぱいやって毎日遅くまでやるということになりかねないところもございますので、そういったことを考えて、時差出勤制度を取り入れることにいたしました。これは、その週余り遅くなるだとか、どうしても遅くまで時間がかかってしまうというような場合には、前もって申告していただいて、次の日は午前中は来なくてもいいと、そのかわりほかの人がその分をカバーするというようなことで、みんなで仕事をカバーし合おうということで、来年から導入に踏み切るところでございますので、こういったことで、少しでも軽減を図っていければなど。同時に職員の健康管理にも気配りができるのかなというふうに思っているところです。

議長（中田孝太郎君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君）8,000万円に対する高い安いの答えはなかなか出しにくいのかなと思いますが、そこは削減していきたいなという市長の思いは感じられているところでございます。

また、有給の消化率、予想どおりの半分でございました。有給はとらず残業がふえるというのは、民間で考えると、ちょっとというふうなところも出てくるかと思っておりますので、やはり職員の健康も大切だし、家庭、家族も大切だというふうに思います。その部分を配慮をしながら、残業代というお金の部分の削減にご尽力いただきたいなというふうに思っています。

今度は、最後の部分です。学区の自由化という題での質問でございます。

きょうは、中学校の皆さんが来ています。ぜひとも、教育長、きょうの答弁は、子供たちにとって理解を求められるような、そして、教育長、よく答えてくれたというふうなものを、きょうはどうしても御所ヶ丘の皆さんに持って帰ってほしいという思いがございます。それを下敷きに、ぜひともいい答弁をお願いしたいなというところでございます。

さて、昨年12月の議会において、私が学区の自由化を推奨した。なるべく早い時期にやった方がいいんじゃないかと。自分の行きたい学校は、親も含めて自分たちが選べる、あそこの学校に行けばこういうスポーツが強いから私はそういう方向に進みたい、特色のある学校を目指したところに行きたいという子供たちはいるんじゃないかなと。そして自分は小さいころからやってきたけれども、部活はその学校にないと、だからあそこの学校に行きたいよというふうな子供たちというのは結構いるかと思えます。

そういう点から、学区の自由化をお願いしたいというふうにずっと質問しているわけですが、今、話しましたように、昨年12月の議会の中において、準備委員会を通しながら、そのあり方を検討し、もうすぐ18年度あたりに結論を出すというふうな当時の教育長の答えでございます。けやき台中学校の施設、また、守谷中学校が完成した暁には、建物上のバランスがとれるので、18年度が目安かなというふうな答弁をいただいております。18年は来年です。18年の4月以降、学区の自由化をどういうふうに検討し、どういふ

うなスケジュールで、どういうふうな今の様子なのかをお尋ねしたいと思います。

議長（中田孝太郎君） 教育長北村裕信君。

教育長（北村裕信君） お答えいたします。

梅木議員，冒頭に，生徒がきょう来ていただいて緊張されているというお話がありましたけれども，私の方はその何倍も緊張しております，梅木議員のご要望すべての中身に対してご満足いただける答弁ができないかもしれませんので，その辺はどうぞご容赦いただきたいと思ひます。

まず，通学区域でございますけれども，どういう決まりになっているかということ，生徒もおりますので説明したいと思ひます。

市内の児童生徒の就学校，就学する学校，これは守谷市通学区域審議会条例及び守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則というもので，これまで進めてまいりました。それで一人一人の児童生徒が，小学校1年生，あるいは中学1年生に入学する時点ではどの学校ですよというような指定を行ってまいりました。

その後，平成9年1月27日付，当時文部省ですけれども，初等中等教育局長の通知がございました。児童生徒の就学に当たってはということで，その内容，3点示されたわけです。一つは，通学区域制度の運用に当たっては，行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見，第2次のものですけれども，の趣旨を踏まえ，各市町村教育委員会において，地域の実情に即し，保護者の意向を十分配慮した多様な工夫を行うことというのが1点目です。

2点目ですが，就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については，市町村教育委員会において，地理的な理由，いじめの対応を理由とする場合のほか，児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは，保護者の申し出によりこれを認めることができること，という2点目。

3点目ですけれども，通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更，区域外就学の仕組みについては，入学期日等の通知などさまざまな機会を通じて広く保護者に対して周知すること。また，保護者が就学について相談できるよう，各学校に対してもその趣旨の徹底を図るとともに，市町村教育委員会における就学に関する相談体制の充実を図ることというような，3点についての通知がございました。

それを受けまして，これまで守谷市としましても，先ほどありましたように，いじめや不適應による就学校の変更について，そして，障害のある児童生徒についての施設，設備面からの就学校の変更等については，これまでも個々の実情に応じて対応してまいったところでございます。

先ほど，梅木議員からご指摘がありましたように，そのほかの部分，あるいは学校の自由化ということについてですけれども，平成18年度につきましても，これまでの取り組みにあわせて，中学校の部活動に関しての就学校の変更を取り組んでいけたらと考えております。きょうは，御所ヶ丘中学校の生徒もおりますけれども，これは，初めてここで申し上げるこ

とでございます。

中学校の部活動については、先ほど、梅木議員からもありましたように、現在、各学校でそれぞれの部活動があります。運動系の部活、文化系の部活、ただ、学校規模ということになると思うのですが、生徒数や職員数の問題がそれぞれの学校で異なっております。ですから、すべての学校で同じ数の部活動を運営していくのは、ちょっと難しいところがあるわけです。先ほどご指摘がありましたように、学校によっては、自分はこういう部活をやりたいんだけれども、自分の学校にはないという例が市内にももちろんございまして、その部分、子供たちが将来にわたって、自分がぜひ続けたいんだ、そういう強い気持ちがあるならば、何としてもそういう気持ちを受け入れる体制づくりに進んでいかなければならないんじゃないかということ1点あります。

そういうことで、これまでのいじめや不適應による就学校の変更、障害のある児童生徒についての施設、設備面からの就学校の変更にあわせて、18年度は、中学校の部活動に関して、個々の状況をしっかりととらえた上で就学校の変更も考えていきたい、そのように進めたいと思います。

それから、学区の自由化というもっと広い意味でのことになりますけれども、それに当たりましてはいろいろな要素がございます。

まず、受け入れる学校の施設の問題ですけれども、たくさんの就学希望が1校に集中するような場合は、受け入れられる、学校の校舎の問題があります、決まっておりますので、無理が生ずるという部分が出てくると思います。また、極端に生徒数が少なくなりますと、今度は、私たちは余裕教室という呼び方をしておりますけれども、いろいろな活用はもちろんできるわけですけれども、その時点での余裕教室がふえてまいります。しかも、学級数の規模によりまして、教職員の配置数が大きくかわってまいります。いろいろな部分でそういう要素がありまして、自由化ということが絡んできまして一気に進められない状況があります。

それから、小学校につきましては、今回の、続いております、本当にあってはならないこととありますし、私たち、本当に心が痛い、なんと表現したらいいのか、そういう状況のこともありまして、それだけのことではありませんけれども、小学校の段階を考えると、なかなか小学校の自由化というのは、学校数も多いですし、その辺は困難な部分もあります。

そして、前回の通学区域審議会で、一部の区域には選択の余地を持たせております。そういう部分で、自由選択というか、自由化の一つの形態ということになると思うのですが、そういう中で、小学校の方はこれからさらに検討していきたいなど。

そういうことで、最終的な答えになるわけですけれども、18年度は、学校の自由化を進めるに当たりまして、先ほど申し上げました中学校の部活動について考えていきたい、そして通学区域審議会を立ち上げたいと思います。先ほど申し上げましたいろいろな要素につきまわってしっかりと検討していただいて、子供たち、あるいは保護者から、その状況を把握しながら慎重に進めていきたいと思います。

それで、審議会を立ち上げるわけですけれども、そこでの答申、話し合いの進みぐあいに

よっては、何月までという押さえ方がなかなかできない部分もありますし、いろいろな要素が絡んできて時間がかかる場合もありますけれども、その時期にもよるわけですけれども、答申が出た段階で、できるだけその答申を生かして、先ほども申し上げましたけれども、中学校の学区の自由化ということに取り組んでまいりたいと思います。

すべて満足のいくお答えにならないかもしれないですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

議長（中田孝太郎君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 今の答えの中で、ポイントは、審議会が立ち上がっていないと、昨年の12月に、審議会を立ち上げますよ、そして18年度に結論を出すのだというのが一つだったわけです。それが今はなされていないということが一つなのかなと。そしてもう一つ、部活動ということで、子供たちは、来年から、例えば、御所中には部活がないと、だからけやきに行くのだとかということは、来年の4月から自由になると、その二つ確認させてください。

議長（中田孝太郎君） 教育長。

教育長（北村裕信君） お答えいたします。

通学区域審議会の方は、現時点でまだ立ち上がっておりません。

それから、もう1点目ですけれども、現在、2件ほど部活動に関しての申し出が相談を受けております。これから、1月27日に、各中学校で新入生の保護者を対象にした説明会がございます。それまでに、きょうの問題を受けまして、さらにきちんと内容を決めまして、保護者の方にも説明をしていきたいと思っております。

議長（中田孝太郎君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 子供たち、そして父兄が学校を選択する時代が、やっと玄関をあけることができたのかなというふうに感じているところでございます。

守谷には、四つの中学校があって、どこの部活が強いのか、どういう部活があるのかも、その後、子供たち同士が調査をし、勉強をして、自分たちがどういう学校に行くんだというふうなことになるかと思っております。いずれにしても、子供たちの自由、選択肢がここでふえたということを約束していただいたというふうな認識でよろしいわけですね、ありがとうございます。

今度は、今、話の中にありました通学区域審議会、これは、以前にも私は話しましたが、現場を見ずして通学区域を審議しているというふうな感じがございます。まさに机の上で、ここを通ったらいいだろう、ここで切ったらいいだろうというふうな感じがしております。今、教育長の方から話がありましたように、子供たちが危険にさらされているというところもございますから、よく現地を見、そして現地に精通した人が通学区域審議会に入る。そして一番心配なのは、来年1年生に入るような未就学の幼稚園、保育園のお母さんたち、こう

という方の意見も吸い上げて、審議会の中に入れてもらって、十分なる討論、討議を重ねていただきたいなというふうに最後に申し述べ、時間、若干、川又議員に譲ることができたかなというふうに思いますが、ここで私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（中田孝太郎君）これで梅木伸治君の一般質問を終わります。